

緊急時における物価安定対策事業に係る実施要領

1 目的

この要領は、緊急時における物価安定対策事業（以下「事業」という。）に係る実施要領について取りまとめ、もって、安定した県民生活のために必要な物価の安定に資することにより、安全な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

2 緊急時の定義

(1) 災害時

「災害時」の始期は、原則として「熊本県災害対策本部」設置時とし、終期は同本部廃止時とする。

(2) その他の緊急時

不測の事態の発生により、物資の需給ひっ迫と異常な物価の高騰が見られる、もしくは予想される時とする。

3 事業の開始

(1) 事業の開始時期

事業の開始時期は、上記2に該当する時であって、熊本県環境生活部消費生活課長（以下「消費生活課長」という。）が必要と認めたとき。

(2) 事業の開始手順

ア 関係職員の招集

消費生活課長が、事業に関係する職員を招集する。なお、閉庁時等における招集については、別添「消費生活課危機管理対策要領」による。

イ 物資の需給及び物価の状況の把握

消費生活課職員が、物価調査を実施し、物資の需給及び物価の状況を把握するとともに、消費生活課内に設置した「物価110番」により、物価に関する県民からの苦情相談に対応する。

ウ 地域振興局との協力

必要に応じ、関係する地域振興局と協力し、物資の需給及び物価の状況を把握する。

エ 関係機関との連携

(ア) 関係省庁

物資の需給及び物価の状況について相互に情報を交換し、事業の推進について協議する。

(イ) 業界団体

物資の需給及び物価の状況について情報を収集し、物価の安定について協力を依頼する。

なお、「災害救助に必要な物資の調達と災害時における物価の安定に関する基本協定」を締結している業界団体に対しては、協定に基づく救助物資の調達もしくは協定に基づく生活関連物資の調達及び安定供給の協力依頼を行うことを検討する。救助物資の調達については県知事が、生活関連物資の調達及び安定供給の協力依頼については環境生活部長が決定する。

(ウ) 地元マスコミ

物資の需給及び物価の状況について相互に情報を交換し、県民の間に買い急ぎ等のインフレ心理が蔓延することを未然に防止することについて、協力依頼を行う。

(エ) 消費者団体等

物資の需給及び物価の状況について相互に情報を交換し、県民の間に買い急ぎ等のインフレ心理が蔓延することを未然に防止することについて、協力依頼を行う。

(オ) その他

必要に応じ、その他の機関と連携を行う。

オ 消費者への情報提供

(ア) 地元マスコミ

上記エ（ウ）による。

(イ) 県政情報誌

必要に応じ、県政情報誌において、物資の需給及び物価の状況について県民に情報提供を行うとともに、県民の間に買い急ぎ等のインフレ心理が蔓延することを未然に防止するための啓発を行う。

(ウ) その他の情報提供機関

必要に応じ、その他の情報提供機関において、物資の需給及び物価の状況について県民に情報提供を行うとともに、県民の間に買い急ぎ等のインフレ心理が蔓延することを未然に防止するための啓発を行う。

4 価格監視

(1) 調査等

上記3により、物資の需給及び物価の状況について、必要な調査その他の情報の収集が必要な場合は、熊本県消費生活条例（以下「条例」という。）第33条に基づく調査を行う。

(2) 物資の指定

物資の買占め若しくは売惜しみが行われもしくは行われるおそれがある場合又は物資の価格が異常に上昇し若しくは上昇するおそれがある場合において、当該物資の不足若しくは価格の上昇が県民の生活に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該物資を条例第34条第1項に基づく指定生活関連物資として指定する。

(3) 物資の売渡し勧告

指定生活関連物資の販売を営む者（以下「関連事業者」という。）が買占め又は売惜しみにより当該指定生活関連物資を大量に保有していると認めるときは、その者に対し、当該指定生活関連物資の売渡しを勧告する。

(4) 価格の引き下げ勧告

関係事業者が指定生活関連物資を仕入価格その他の取引事情からみて著しく不当な価格で販売していると認めるときは、その者に対し、その価格の引き下げを勧告する。

附則 この要領は、平成14年11月21日から施行する。

附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。